

宅地造成等規制法に係る
聴聞及び弁明の機会の付与に関する
運営取扱要綱

平成7年10月施行

平成9年8月改正

平成21年4月改正

平成28年4月改正

令和3年4月改正

都市局建築部宅地課

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 範囲
- 第 3 条 主宰者
- 第 4 条 行政庁の職員
- 第 5 条 聴聞の通知
- 第 6 条 聴聞の期日及び場所の変更
- 第 7 条 代理人
- 第 8 条 参加人
- 第 9 条 文書等の閲覧
- 第 10 条 補佐人
- 第 11 条 聴聞期日における陳述の制限及び秩序維持
- 第 12 条 審理の公開
- 第 13 条 陳述書等の提出
- 第 14 条 聴聞続行期日の指定
- 第 15 条 当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結
- 第 16 条 聴聞調書及び報告書
- 第 17 条 聴聞調書及び報告書の閲覧
- 第 18 条 聴聞の再開
- 第 19 条 弁明の機会の付与の方式
- 第 20 条 弁明の機会の付与通知の方式
- 第 21 条 弁明の機会の付与通知書を受けた当事者の代理人
- 第 22 条 所掌

附則

(目的)

第1条 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）及び、千葉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年千葉市規則第57号。以下「聴聞及び弁明に関する規則」という。）に基づき行われる聴聞及び弁明の機会の付与の適正かつ円滑な推進を確保することを目的とする。

(範囲)

第2条 前条に係る聴聞は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。）第14条第1項に規定する不利益処分に関する聴聞会とする。

2 前項に規定する以外の不利益処分については、弁明の機会を付与するものとする。ただし、行政庁が、相当と認めるときは聴聞を行うことができる。

(主宰者)

第3条 行手法第19条第1項の主宰者は、都市局建築部宅地課長とする。

2 主宰者に事故があるときは、あらかじめ主宰者の指名するものが、その職務を代理する。

(行政庁の職員)

第4条 聴聞会に出席する行政庁の職員は、次の各号の職にある者とする。

- (1) 都市局建築部宅地課長補佐
- (2) 都市局建築部宅地課審査第一班主査
- (3) 都市局建築部宅地課審査第二班主査
- (4) 都市局建築部宅地課企画調査班主査

2 前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、主宰者は、その都度必要な者を行政庁の職員として任命又は委嘱するものとする。

(聴聞の通知)

第5条 聴聞会を開催する場合は、行手法第15条第1項及び第2項に基づき、不利益処分の名あて人となるべき者（以下「当事者」という。）に対し、聴聞通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 当事者の所在が不明の場合においては、行手法第15条第3項に基づき聴聞公示通知書（様式第2号）を市庁舎掲示場及び区役所掲示場に掲示するものとする。

3 前項の掲示期間中において、当事者から申し出があったときは、聴聞通知書を交付しなければならない。

4 第2項の規定により掲示した場合においては、掲示開始日から2週間を経過したときに当事者に到達したものとみなす。

(聴聞の期日及び場所の変更)

第6条 前条の通知を受けた当事者は、やむを得ない理由がある場合において、聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができる。

2 当事者は、前項の規定により聴聞の期日及び場所の変更をしようとするときは、聴聞の期日の7日前までに、聴聞期日(場所)変更申出書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 前項の申し出により、又は職権により聴聞の期日及び場所を変更したときは、速やかに聴聞期日(場所)変更通知書(様式第4号)を当事者に通知しなければならない。

(代理人)

第7条 当事者は、代理人を選任して聴聞に関する一切の行為を委任することができる。その場合、委任状(様式第5号)により、その資格を証明しなければならない。

2 当事者は、代理人が資格を喪失したときは、代理人資格喪失届(様式第6号)により、届出しなければならない。

(参加人)

第8条 主宰者は、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 主宰者は、前項の規定により聴聞に参加するよう要請するときは、参加人出頭要請書(様式第7号)により要請するものとする。

3 聴聞の期日に参加しようとする者は、当該聴聞の期日の7日前までに、主宰者に参加人許可申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

4 主宰者は、前項に規定する申請を許可したときは、速やかに参加人許可通知書(様式第9号)を当該申請者に通知しなければならない。

5 第1項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者は、代理人を選任することができる。

6 前条の規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(参加人)

第9条 当事者又は参加人は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそ

れがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 当事者又は参加人は、閲覧しようとする場合においては、資料閲覧請求書（様式第10号）を提出するものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めることができる。

3 第1項の規定により、閲覧を許可したときは、閲覧の日時及び場所を当該閲覧請求者に対して、速やかに資料閲覧許可通知書（様式第11号）により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の場で閲覧させる場合はこの限りでない。

4 聴聞の期日における審理の進行に応じて閲覧の請求があったときは、閲覧の日時及び場所を当該閲覧請求者に対して、速やかに通知しなければならない。この場合、主宰者は、閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（補佐人）

第10条 当事者又は参加人は、聴聞の期日に補佐人と出頭することができる。

2 当事者又は参加人は、前項の規定に基づき補佐人を出頭させようとするときは、聴聞の期日の7日前までに、主宰者に補佐人出頭許可申請書（様式第12号）を提出しなければならない。

3 主宰者は、補佐人の出頭が適当であると認めたときは、速やかに補佐人出頭許可通知書（様式第13号）を当該許可申請者に通知しなければならない。

（聴聞期日における陳述の制限及び秩序維持）

第11条 聴聞会での発言は、あらかじめ主宰者の許可又は指名により行うものとする。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案を逸脱した陳述をしたときその他聴聞の議事を整理するためやむを得ないと判断したときは、その者に対して陳述の制限をすることができる。また、聴聞の審理の秩序を維持するため、審理を妨害又はその秩序を乱す者に対して退場を命ずる等適切な措置をとることができる。

（審理の公開）

第12条 聴聞の期日における審理は原則非公開とする。ただし、主宰者が公開を相当と認めた場合は、公開とすることができる。

（陳述書等の提出）

第13条 第5条に規定する通知を受けた当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに提出者の氏名、住所、聴聞の件名及び聴聞に係る事案についての意見を記載した陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

(聴聞続行期日の指定)

第14条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、聴聞を続行する必要があると認めるときは、新たな聴聞の期日を指定することができる。

2 主宰者は、聴聞を続行するときは、速やかに聴聞続行通知書(様式第14号)により通知しなければならない。ただし、当事者又は参加人が聴聞の期日に出頭しているときは、その審理の場において告知できるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第15条 聴聞の当事者、代理人及び参加人における、行手法第23条第1項に規定する「正当な理由」とは、次の各号の一に該当する場合の他主宰者が正当と認めた場合とする。

(1) 天変地異により出席できない場合

(2) 不慮の事故等本人の責に帰すことのできない事由により出席できない場合

2 聴聞の当事者、代理人及び参加人は、指定時刻に出頭できない場合は、事前に遅刻する旨の連絡をしなければならない。この場合において、予定時刻経過後、なお出頭がないときは欠席とみなす。また、連絡なく指定時刻を1時間経過後出頭がない場合も同様とする。

3 第1項の場合において、主宰者が必要と認めるときは、当事者、代理人及び参加人は、理由書を主宰者に提出しなければならない。

(聴聞調書及び報告書)

第16条 主宰者は、聴聞の審理の経過及び当事者又は参加人の陳述の要旨を記載した聴聞調書(様式第15号)を作成しなければならない。

2 主宰者は聴聞終結後、当事者又は参加人の陳述及び主宰者としての意見等を記述した報告書(様式第16号)を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

(聴聞調書及び報告書の閲覧)

第17条 当事者又は参加人は、前条に基づく聴聞調書及び報告書の閲覧を求めることができる。

2 聴聞調書及び報告書の閲覧を求めようとするときは、聴聞調書・報告書閲覧請求書(様式第17号)を聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては行政庁に提出しなければならない。

3 主宰者又は行政庁は、閲覧の許可をしたときは、速やかに閲覧の日時及び場所を指定した聴聞調書・報告書閲覧許可通知書(様式第18号・様式第18号の2)を当該請求者に通知しなければならない。

(聴聞の再開)

第18条 行政庁は、聴聞終結後、かつ不利益処分を行うまでの間であつて、新たな事情が発生したときは、当該聴聞の主宰者に対して、聴聞再開を命じることができる。

2 主宰者は、第14条に準じて聴聞再開通知書(様式第19号)を当事者又は参加人に通知しなければならない。

(弁明の機会の付与の方式)

第19条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面を提出するものとする。

2 弁明するときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与通知の方式)

第20条 弁明の機会を付与する場合は、行手法第30条に基づき、当事者に対し、弁明の機会付与通知書(様式第20号)をもって通知するものとする。

2 当事者の所在が不明の場合においては、行手法第31条に基づき、弁明の機会付与公示通知書(様式第21号)を市庁舎掲示場及び区役所掲示場に掲示するものとする。

3 前項の掲示期間中において、当事者から申し出があつたときは、弁明の機会付与通知書を交付しなければならない。

4 第2項の規定により掲示した場合においては、掲示開始日から2週間を経過したときに当事者に到達したものとみなす。

(弁明の機会付与通知書を受けた当事者の代理人)

第21条 前条の場合においては、第7条の規定を適用する。

(所掌)

第22条 この要綱に定める事務は、都市局建築部宅地課において所掌する。

附 則

1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

2 都市計画法及び宅地造成等規制法に係る聴聞会の運営取扱要綱は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。